

第1事件：平成28年（ワ）第380号 放送法等遵守義務確認等請求事件

第2事件：平成28年（ワ）第696号 放送法等遵守義務確認等請求事件

第3事件：平成29年（ワ）第137号 放送法等遵守義務確認等請求事件

第4事件：平成29年（ワ）第466号 放送法等遵守義務確認等請求事件

第1事件原告 宮内正澄

第2事件原告 溝川悠介外44名

第3事件原告 北野重一外57名

第4事件原告 高桑次郎外21名

被告 日本放送協会

訴えの変更申立に対する答弁書

平成30年11月20日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 平 山 浩 一 郎



同 大 澤 武 史



同 山 本 一 貴



同 梅 田 康 宏



同 秀 桜 子



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求を棄却する。
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする。
- との判決を求める。

第2 被告の主張

- 1 原告らは、被告と放送受信者との関係は、「私法上の関係ではなく、公法関係にある」、放送法4条1項各号は、「具体的義務と解すべきである」などと主張しているが、いずれも失当である。

この点、被告が、被告の放送を受信することのできる受信設備を設置しているにもかかわらず、任意に受信契約の締結に応じない者（以下、被告の放送を受信することのできる受信設備を設置している者を「受信設備設置者」という。）に対し、受信契約の締結と受信料の支払いを求めた訴訟において、最高裁判所平成29年12月6日大法廷判決は、放送法64条1項所定の受信契約締結義務の強制は「民法及び民事訴訟法の各規定により実現されるものとして規定された」（甲62の11頁）と判示しており、同判決は、被告と受信設備設置者との関係が私法上の法律関係であることを当然の前提とするものである。

したがって、被告と放送受信者との関係が公法関係にないことは明らかである。

これに対して原告らは、受信料債権について民法168条1項前段の規定が適用されないとする判例が、被告と放送受信者との関係が公法関係にあることを示唆するものであると述べるが、この判例は、仮に受信料債権につい

て民法168条1項前段の規定が適用されるとすれば、「受信契約を締結している者が将来生ずべき受信料の支払義務についてまでこれを免れ得る」ことを理由として、その適用を否定したものであり、いわば、貸借契約における賃料債権と同様のことを言うものであって、原告らが指摘する判例は、被告と放送受信契約者との関係が公法関係にあることの根拠となるものではない。

また、原告らは、大阪地裁平成20年（行ウ）第82号国際放送実施要請違法無効確認請求事件第一審判決（平成21年3月31日判決・判例時報2054号19頁）の主張整理部分を引用して、自らの主張を根拠付けようと試みているが、同事件の控訴審判決（大阪高裁平成22年1月22日判決・判時2085号90頁）が、「被控訴人NHKがそのような放送を行うべき義務は、広く公共に対する義務であって、控訴人らをはじめとする個々の放送受信契約の相手方に対する義務とはいえず」と判示するとおり、原告らが引用する「公法上の義務」とは、個々の受信設備設置者や放送受信者との間の義務ではなく、「広く公共に対する義務」にほかならず、同事件の判決は、むしろ、本訴における被告の主張の正当性を一層裏付けるものである。

- 2 なお、放送法4条1項各号が抽象的義務であることは既に主張したとおりであるが、付言するに、受信契約者との間の契約内容は、総務大臣の認可を受けて定める日本放送協会放送受信規約によるところ（放送法64条3項）、放送受信規約には、番組内容に関する被告の具体的義務はなんら定めていないし、放送受信規約で最低限定める事項としても列挙されていないのであり（放送法施行規則23条各号参照）、このことから、放送法4条1項各号が抽象的義務であり、受信契約者に対する具体的義務でないことは明らかで

ある。また、受信契約を締結していない放送受信者との関係でも、被告が放送法4条1項各号について具体的義務を負うものでないことは既に述べたとおりである。

このほか、原告らは、堀部政男氏や塩野宏氏の論文等を挙げて、放送法4条1項各号が具体的義務であると主張しているが、いずれもそのような趣旨によるものでないことは、文理上明らかであって、原告らの主張を根拠づけるものではない。

- 3 その他、原告らは本件につき行政事件訴訟法第4条所定の当事者訴訟（以下、「当事者訴訟」という。）としての請求を追加するとか、それに関し訴えの利益があるなどとも主張しているが、いずれも失当であることは明らかである。すなわち、当事者訴訟とは、「法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの及び公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟」であるが（行政事件訴訟法第4条）、前段については、放送法その他法令の規定には、被告を当事者訴訟の被告とする定めはないし、後段についても、既に述べたとおり、被告と受信設備設置者との関係は私法上の法律関係であるから、本件は当事者訴訟に該当するものではないのである。さらにいえば、すでに述べているとおり、本件のように給付訴訟が提起されている場合、放送法第4条の遵守義務に関する紛争解決としてはこれで足りることに変わりはなく、原告らが確認請求を提起する利益はやはり認められない。

第2 結語

以上の次第で、被告が原告らとの関係で、放送法4条1項各号に定める

公法上の義務があることの確認を求める原告の主張は何ら根拠がなく失当である。

以上